

■ 飲食業リスクの補償

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
1.生産物賠償責任保険金 次の事由により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (1) 生産物または被保険者が行った飲食業務の結果に起因する、保険期間中に生じた他人の身体の障害または他人の財物の損壊 (2) (1)にかかわらず、(1)の事故に起因して、被害者が身体の障害を被った結果による、事故の日からその日を含めて180日以内の通院、入院、重度後遺障害または死亡	①被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 ②生産物もしくは仕事の目的物またはこれらがその一部を構成する財物の回収措置に要する費用およびこれらの回収措置に起因して被保険者の被る損害賠償責任 ③被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
2.食中毒見舞保険金 当社所定の食中毒の発生等による約款所定の施設の営業の休止 ※休業1日につき20万円/100万円を限度	①厚生労働省が規定する食品、添加物等の規格基準第1のB食品一般の製造、加工および調理基準の9に違反したことにより発生した食中毒。
3.人格権侵害賠償責任保険金 被保険者の飲食業務に起因して、保険期間中に生じた約款所定の不当行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	①直接または間接的である場合を問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して生じた不当行為に起因する損害賠償責任 ②最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ③被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

■ 災害休業リスクの補償

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
災害休業保険金 災害等の発生により被保険者が被災し、官公署自治体より罹災証明書または被災証明書(注)が発行された場合に、被災したことにより施設の営業が休止または阻害された場合*営業および業務を再開した場合、保険金の対象になります。	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為、その他これらに類似の事変または暴動 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ④国または公共機関による法令等の規制

(注)自然災害や火災等により対象施設が被害を受けた場合に、官公署自治体から発行される証明書です。証明書が発行される災害*は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火事、爆発などです。(災害対策基本法第2条第1項に定める災害)
 ※国や県が指定した災害であり、自治体によって災害の対象や認定基準が異なる場合があります。

■ ご注意点

◆期間・自動継続

- ①保険期間:2年
- ②自動継続タイプの保険契約について

当社では、当社よりお送りする継続の通知を受理した保険契約者が、保険期間満了日の前日までに当社に保険契約を継続しない旨の通知をしない場合、または継続前契約の保険期間満了日までに保険契約者から継続後の保険料が払い込まれた場合、継続の通知に記載された内容で継続するものとします(自動継続タイプの保険契約)。また継続時には保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。なお、契約継続が適当でないと当社が判断した場合等、契約継続を引き受けないことがあります。

■ パワーアッププラン

◆保険期間:お申込の翌月1日午後4時から~1年間

※ビジネスリスクGuardでご指定の保険始期日・期間と合致しておりませんのでご注意ください。
 ※ご希望の方は次年度以降も保険期間1年間ごと継続することができます。

- ◆引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社
 - ◆保険契約者:USEN少額短期保険株式会社
 - ◆加入対象者:「ビジネスリスクGuard」ご契約者さま
- ※「ビジネスリスクGuard 業務リスク補償」にご契約の飲食業・食品小売業のお客さまがご加入いただけます。

[補償の注意事項]

飲食業PL保険は、食中毒の発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失は補償の対象外となります。
 ※詳しい補償内容や条件につきましてはUSEN少額短期保険または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJ20-00748

※このパンフレットは「ビジネスリスク総合保険」の概要を説明したものです。補償内容は普通保険約款・特約により定まります。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

取扱代理店

USEN
 USEN-NEXT GROUP

株式会社 USEN

〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
 目黒セントラルスクエア
<https://www.usen.com/>

保険のご加入に関するご相談・お問い合わせは
 USENインフォメーションセンター

☎0120-117-440 受付時間 9:00~22:30 ※年中無休

お問い合わせ

引受保険会社

USEN
 INSURANCE
 USEN-NEXT GROUP

USEN少額短期保険 株式会社

〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
 目黒セントラルスクエア
<https://usen-ssi.co.jp/>

ご契約者さまのお問い合わせは
 カスタマーセンター

☎0120-009-680 受付時間 9:30~18:00 ※土日祝日、年末・年始は休業

万一、事故が起こった場合は
 事故受付センター

☎0120-407-678 受付時間 24時間 365日

すべての「はたらく」に
 あんしんを



ビジネスリスク Guard



For Food Business

飲食業の経営を支える お店のための保険



月払保険料

950円

※年払保険料は10,800円、2年一括払保険料は20,500円です。
※パワーアッププランは別途保険料がかかります。

災害時の休業や、食中毒が発生した場合の賠償費用、
営業停止による損失といったリスクをまとめて補償する保険です。

すでに火災保険にご加入されていても、飲食業特有のリスク補償を
手厚くするならビジネスリスクGuardの上乗せ加入がオススメです。

01. 業務リスク補償

保険金額 1,000万円

食中毒 の補償

生産物賠償責任補償

生産物や業務の結果に起因して、他人の
身体障害または財物の損壊について、
法律上の賠償責任を負担する場合に保険
金をお支払します。

補償例

お店で提供した料理でお客様が
“食中毒”になってしまった

営業停止 の補償

食中毒見舞保険金

食中毒の発生した場合において、行政機
関による施設の営業の停止処置により、
対象施設の営業が停止した場合に保険金
をお支払します。

補償例

食中毒により“営業停止”に
なってしまった

人格権侵害 の補償

人格権侵害賠償責任補償

業務に起因して不当行為により自由の侵
害や名誉棄損、プライバシー侵害につい
て、法律上の賠償責任を負担する場合に
保険金をお支払します。

補償例

会話の中でお客様を“傷つける
発言”をしてしまった

保険金支払実例

加熱不十分の料理を提供してしまったこと
により、食中毒が発生し18名が通院。
また保健所から3日間の営業停止処分を受けた。

保険金支払 1,140,000円

02. 休業リスク補償

保険金 3万円/休業1日

休業時 の補償

災害休業補償

災害等により対象施設が損害を受けた*
結果、営業が休止されたために生じた損失
に対して、休業保険金をお支払します。

※罹災証明書・被災証明書が発行された
場合に補償します。詳しくは裏面を
ご確認ください。

保険金支払実例

調理中の不注意で火災が発生し店舗が半焼。
復旧工事に20日間かかり、その間休業することになった。

保険金支払 600,000円

03. パワーアッププラン(オプション)

保険金額 1億円

飲食業 PL保険

生産物賠償責任保険

食中毒の補償を拡充します。
万一の大規模な食中毒の発生に備えて補償
の限度額を1億円にすることができます。

※業務リスク補償にご契約の
飲食業・食品小売業のお客様が
ご加入いただけます。

「ビジネスリスクGuard」ご加入者さま向けに、損保ジャパンの賠償責任保険で
補償拡充のご案内ができます。

パワーアッププランについて

飲食業PL保険の保険料は対象施設の直近の会計年度における売上高により異なります。
(新規開業の場合は1年間の見込み売上高となります。保険期間終了後の確定精算は行いません。)
売上高:0~3,000万円/月払保険料490円、売上高:3,000万円超~5,000万円/月払保険料830円
売上高:5,000万円超~7,000万円/月払保険料1,260円、売上高:7,000万円超~1億円/月払保険料1,780円
※1億円超の売上高の場合は、別途ご案内となります。

施設賠償責任保険(保険金額1億円/月払保険料170円)もご案内が出来ます。
詳しくは、裏面をご確認またはUSEN少額短期保険までお問い合わせください。

SJ20-00748

※このページは概要を説明したものです。対象となる補償には、支払限度額や免責金額などが設定されております。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。